

パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度利用の手引き

(R 7 . 1 0 改正版)

宇多津町

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
宣誓ができる方・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
宣誓から宣誓証明書等交付までの流れ・・・・・・・・	P4
その他の手続について・・・・・・・・	P7
パートナーシップ宣誓制度自治体間連携について・・・・・・・・	P8
Q&A ・・・・・・・・	P9

はじめに

宇多津町では、宇多津町人権擁護に関する条例や宇多津町民憲章の基本理念に基づき、性の違いに関わらず、町民一人ひとりの個性や多様な生き方を尊重し、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指しています。この理念に基づき、令和4年4月1日より「宇多津町パートナーシップ宣誓制度」を導入していますが、家族のありかたが多様化している状況等を踏まえ、性的マイノリティの方が抱えるさまざまな不安や困難の軽減を図るため、この度、「宇多津町パートナーシップ宣誓制度」にファミリーシップの枠を拡充し、「宇多津町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を令和7年10月1日から導入しました。

本制度は、法律上の効果（婚姻や財産の相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、この制度を通して、町民のみなさまの性の多様性への理解が深まり、誰もが人生の大切な人と安心して暮らすことのできるまちを目指してまいります。

【お問合せ先】

宇多津町 住民生活課

住 所 宇多津町1881番地

電 話 0877-49-8002 FAX 0877-49-8026

メール jyumin@town.utazu.kagawa.jp

宣誓ができる方

パートナーシップの宣誓ができる方は、一方又は双方が性的少数者であり、次の要件すべてに該当する方です。

- 1 お二人が成年に達していること
- 2 お二人が宇多津町民であること

又はお一人が宇多津町民で、もう一人が転入を予定していること

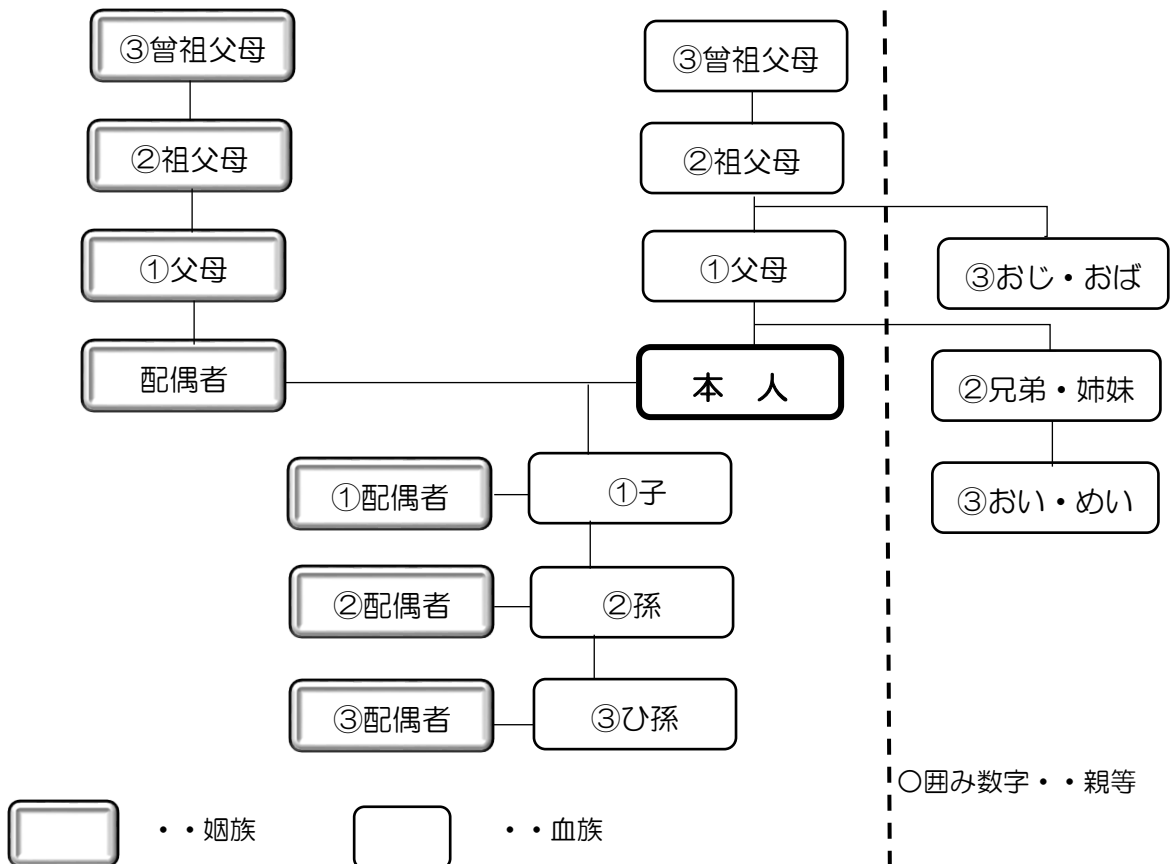
* 転入予定の方は、その事実が確認できる書類（転出証明書等）が必要です
いること

- 3 配偶者がいないこと
- 4 他の方とパートナーシップの関係にないこと
- 5 お互いの関係が近親者でないこと

* 民法の規定により、婚姻できない関係にある方（三親等以内の親族）とは宣誓することはできません。（下記参照）ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除きます。

宣誓ができない関係（近親者）

直系 ← → 傍系



ファミリーシップに関する申請

パートナーシップにある者の一方または双方の子、父母、3親等内の親族、その他町長が認める者が、そのパートナーの双方およびそれらの者と家族として協力している又は協力し合うことを約束した者の関係をファミリーシップといいます。

ファミリーシップの宣誓をするには、パートナーシップの宣誓を同時に行うか、既に宣誓を済ましていることのほか、ファミリーシップ対象者が以下の要件を全て満たす必要があります。

- 1 パートナーシップ宣誓者の一方もしくは双方の子又は父母等（3親等内の親族）であること
- 2 パートナーシップ宣誓者以外の方とファミリーシップの関係にないこと（他自治体含む）
- 3 ファミリーシップ対象者である本人が同意していること
 - * 15歳未満の方については、親権者の同意が必要です
 - * また、未成年の方については、パートナーシップ宣誓者の一方または双方と生計が同一である必要があります

宣誓から宣誓証明書等交付までの流れ

1 事前予約

宣誓希望日の7日前（土・日・祝日、年末年始を除く）までに予約が必要です。
電話またはメールでご予約ください。

- 
- ① 氏名（漢字・ふりがな）＊通称名（希望される方）
 - ② 連絡先（電話番号）
 - ③ 住所
 - ④ 宣誓希望日 ＊宣誓ができる時間 9時～17時
 - ⑤ 宣誓時の個室希望の有無

【予約先】 宇多津町住民生活課

電話 0877-49-8002

午前8時30分～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

FAX 0877-49-8026

Eメール jyumin@town.utazu.kagawa.jp

・担当課から日程調整のご連絡をいたします。

2 宣誓

予約した日時に、必要書類をそろえて来庁し、宣誓書に記入してください。
＊ご提出いただいた書類、要件などの確認を行います。



（様式第1号）

3 宣誓証明書等の交付

要件を満たしていることが確認できた場合、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（以下「証明書」という）およびパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード（以下「証明カード」という）を交付します。

＊確認後、交付までのお時間を1時間程度いただくようになります。

宣誓日の翌日以降に交付となった場合は、本人確認書類をお持ちのうえ、受け取りにお越しください。

(様式第2号)

(様式第3号)

4 パートナーシップ宣誓をする場合

宣誓をする2人でお越しいただき、以下の書類等をご提出ください。

必 要 書 類

- ①住民票の写し等（住民票記載事項証明書または戸籍の附表の写し可）
 - ・3か月以内に発行されたもの
- ②戸籍抄本または独身証明書等（外国籍の方は、婚姻要件具備証明書等および日本語訳文）
 - ・3か月以内に発行されたもの
- ③転入を予定している場合は、その事実が確認できる書類（転出証明書等）
 - ・3か月以内に発行されたもの
- ④通称名の使用を希望する方は、日常生活で通称名を使用していることが分かる書類

5 パートナーシップとファミリーシップを同時に宣誓する場合

パートナーシップ宣誓をする2人でお越しいただき、パートナーシップ宣誓に必要な書類等に加えて、以下の書類をご提出ください。

- ①パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）
 - ・ファミリーシップ対象者氏名欄に、対象者本人の自署による署名をあらかじめお願いします。また対象者が15歳未満の場合、親権者の欄にも、自署による署名が必要です。
- ②ファミリーシップ対象者とパートナーシップ宣誓者の家族関係を証明する書籍（戸籍謄本等）
 - ・3か月以内に発行されたもの
- ③通称名の使用を希望する方は、日常生活で通称名を使用していることが分かる書類

6 ファミリーシップ宣誓をする場合（既にパートナーシップを宣誓されてる方）

パートナーシップ宣誓をされた一方又は双方の方にお越しいただき、以下の書

類をご提出ください。

- ①パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届（様式第5号）
 - ・パートナーシップ宣誓者およびファミリーシップの対象者氏名欄による署名がされたもの
- ②ファミリーシップ対象者とパートナーシップ宣誓者の家族関係を証明する書籍（戸籍謄本等）
 - ・3か月以内に発行されたもの
- ③お越しいただく方の本人確認ができる書類
- ④既に交付している証明書、証明カード（全通）
- ⑤通称名の使用を希望する方は、日常生活で通称名を使用していることが分かる書類

7 書類の具体例について

①本人確認書類

1つ提示（顔写真があるもの）	2つ提示（顔写真がないもの）
・個人番号カード（マイナンバーカード） ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・在留カードまたは特別永住者証明書 ・官公署が発行した顔写真付きの証明書等	・健康保険証 ・国民健康保険証 ・後期高齢者医療保険証 ・介護保険被保険者証 ・年金手帳又は年金証書 ・学生証、社員証などの身分証明書 ・その他、官公署が発行したもので顔写真がないもの
＊有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。	

②通称名を使用する場合（社会生活の中で日常的に使用していることが客観的にわかるもの）

- ・各種郵便物
 - ・年賀状
 - ・宅配便伝票
 - ・各種会員証
 - ・学生証
 - ・社員証
 - ・公共料金の検針票や請求書
- など

その他の手続について

下記の手続を行う際には、本人確認ができるものが必要です。
手続の際には、事前に電話・メールにてご予約ください。

1 証明書・証明カードの再交付

紛失したり汚したりした場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第4号）」を提出してください。

- ・汚損した場合は証明書または証明カードを返還してください。

2 宣誓内容の変更について

以下に該当する場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容等変更届（様式第5号）」を提出してください。

①パートナーシップ宣誓者について

- ・一方もしくは双方の氏名または通称名に変更があったとき
- ・一方または双方が転居したとき
- ・一方または双方の電話番号に変更があったとき

②ファミリーシップ対象者について

- ・氏名または通称名に変更があったとき
- ・住所に変更があったとき
- ・電話番号に変更があったとき
- ・ファミリーシップ対象者をファミリーシップに追加するとき
- ・ファミリーシップ対象者の全部または一部とファミリーシップを解消するとき
- ・ファミリーシップ対象者が死亡したとき
- ・ファミリーシップ対象者が対象者の要件を満たさなくなったとき

3 証明書等の返還について

次の場合には「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届（様式第6号）」に証明書および証明カード全通を添付して提出してください。

- ・宣誓者の意思により、パートナーシップを解消したとき。
 - ・一方が死亡したとき
 - ・一方又は双方が宇多津町外に転出したとき
 - ・その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

4 宣誓に関する申立てについて

ファミリーシップ対象者は、証明書等から当該氏名を削除するよう申立てすることができます。その場合、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第7号）」と申立人に交付された証明カードを提出してください。ただし、未成年の子については、満15歳に達した日以降でなければ申立てすることができません。

内容を審査した後、パートナーシップ宣誓者及び申立人以外のファミリーシップ対象者に対し、新たな証明書および証明カードを交付します。その際は既に交付している証明書および証明カードを返還してください。

パートナーシップ宣誓制度自治体間連携について

令和7年10月から、制度を利用している方が転入・転出する際に生じる負担軽減を図るため、同様の制度を実施している自治体と連携し、その手続きを簡素化します。

- ・転出元自治体への証明書等の返還手続きが不要です。（証明書等は、転出先自治体へ提出してください。）
- ・転入先自治体へ継続申告することで、お二人にお越しいただいての再度の宣誓及び婚姻をしていないことが確認できる書類（戸籍抄本や独身証明書等）の提出が不要です。

※宇多津町から転出する場合

宇多津町から連携自治体へ転出する場合、証明書等の返還手続きは不要です。転入先自治体で継続申告の手続き及び宇多津町の証明書等の提出を行ってください。

手続きの詳細については、転入先自治体のホームページなどをご確認ください。

※連携自治体については、大阪府ホームページよりご確認ください。

《大阪府ホームページ》

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070020/jinken/patoner/index.html>

Q&A

Q1. パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度の違いは何ですか？

婚姻を行うと民法の規定に基づく法律上の親族となり、親族等財産上の権利や税金の控除、親族扶養義務等、様々な権利・義務が発生します。

一方、宇多津町のパートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づいて行われるものであり、婚姻のような法務的効力はありません。また、宣誓を行うことにより戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q2. 同性同士でないと宣誓できませんか？

宣誓しようとするお二人の一方又は双方が性的少数者であれば、戸籍上の性別に関わらず宣誓できます。

Q3. パートナーと同居していないと宣誓できませんか？

宣誓の時点で同居している必要はありません。

Q4. ファミリーシップ対象者と同居していないと宣誓できませんか？

ファミリーシップ対象者は町外在住も対象としており、同居している必要はありません。ただし、対象者が未成年の場合は、パートナーシップ宣誓者の一方または双方と生計が同一であることが必要です。

Q5. 制度利用に際し、プライバシーは守られますか？

宣誓される方のプライバシー保護の観点から、個室で宣誓を行っていただくことが可能です。事前予約の際にお申し出ください。また、提出書類や記載内容等の個人情報は必ず守られます。

Q6. 代理や郵送またはメールで宣誓することは可能ですか？

宣誓者お二人の意思を確認するために、代理や郵送またはメールによる宣誓はできません。必ず、町職員立会いのもと、本人確認のうえ、宣誓する必要があります。ただし、病気などの事情のため、お二人で窓口にお越しになることが難しい場合は、ご相談ください。

Q7. 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓や証明書及び証明カードの交付には、費用はかかりません。ただし、宣誓をする際にご提出いただく書類（住民票・戸籍等）の交付手数料等は自己負担となります。

Q8. 証明書及び証明カードに有効期限はありますか？

有効期限はありません。ただし、証明書等を交付し、一定期間が経過した時点で、お二人のパートナーシップの状況等についてお伺いする書面をお送りする場合がございますので、書面の送付があった際は、ご回答をお願いします。

Q9. パートナーから一方的に関係の解消を告げられた場合、証明書等を返還しなければいけませんか？

一方の意思によるパートナーシップの解消は、証明書等の返還要件には該当しません。双方の意思によってパートナーシップが解消された場合は、証明書等を返還してください。

Q10. 連携自治体とは何ですか？

「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入している自治体のことです。このネットワークに加入する自治体間で宣誓者の住所の異動があった時は、宣誓者がすでに転出地自治体で証明書等の交付を受けている事実を踏まえて簡易な手続きを行うことになっています。ネットワークに加入を希望する団体は増えているので、最新の状況はホームページ等でご確認ください。